

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和元年11月26日（火）午前8時57分～午前9時55分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例（案）に対するパブリックコメント、シンポジウム及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部 長 人権を尊重するまちを実現するため、（仮称）狛江市人権尊重基本条例検討委員会を設置し、2月から条例案の作成に向けて検討を開始しました。その後、8月に実施した条例骨子案の説明会も含めた中間報告フォーラムを経て、さらに委員会で検討を重ねてきました。

 この度、11月20日に検討委員会委員長から市長へ「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例（案）」の中間答申があったことから、パブリックコメント等の手続に進んでいきたいと考えています。

 8月に実施した中間報告フォーラムにおいて想定以上の反響があり、多くの方から多数御意見をいただいたことから、その整理を行うため、委員会を1回追加開催しました。その関係もあり、スケジュールに余裕がないことから、本日の庁議において承認いただければと考えています。

 まず、条例の名称について、誰もがお互いに尊重され、生きやすいまちを目指したいとの思いを表現するとともに、名称からどのような条例なのか、できる限りイメージしやすくなるよう「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」としています。

 次に、前文については、委員会において、狛江らしい条例となること、また、小学生等の子どもたちが読んでも主旨が伝わるよう平易な表現を心掛けるとともに、分かりやすい内容となるよう意識しています。

 第1段落では、人権とは自分が守られる権利だけでなく、相手の人権を守る義務も同様に重要であると考え、このどちらもが大切であるとしています。

 なお、1行目にある「全ての人生まれながらにして持っている権利」について、より分かりやすい表現とするため、「全ての人生まれながらにし

て持っている“人間らしく生きる”権利」と文言を追加しています。

第2段落では、狛江らしい人権への取組として、初めて制定する人権全体に係る条例であることから、罰則等を課して取り締まるようなやり方ではなく、市全体で人権を守っていくという意識を高めるとともに、あたたかい気持ちで取り組んでいくものと考え、その考え方をイソップ童話の「北風と太陽」を引用して表現しています。

第3、第4段落では、狛江市は日本で二番目に小さな市であり、お互いの顔が見える、絆の強いまちであることを強みと捉え、お互いを尊重し、誰も排除されたり、孤立したりすることなく、みんなが生きやすい、やさしいまちを目指すため、この条例を制定するとしています。

続いて本則について、第1条「目的」では、「市民一人ひとりが個人として尊重され、差別や偏見のない、誰もがより生きやすい平和なまち、支えあい助けあうやさしいまちの実現を図ること」としています。

第2条「定義」では、市民、団体、関係機関等について規定しています。なお、市民については、在住、在勤、在学のほか、観光等何らかの目的をもって一時的に市内に滞在する人も含めるものとしています。

第3条「人権を侵害する行為の禁止」では、何人も、家庭、職場等、どのような場所や場面においても、年齢、障がい、疾病等の理由の有無に関わらず、差別、いじめ、虐待等の人権を侵害する行為を禁止するとしています。本条では、あたたかさだけでなく、狛江市として、いかなる人権侵害も許さないという意思を明確に表明すべきとの意見があったことから、このような規定としています。また、人権を侵害する理由として「年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産」と具体的な規定のほか、「社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題」として、現時点ではまだ顕在化していないような課題も該当するような規定としています。なお、今回、事前に確認いただいた中で、この人権を侵害する理由や、人権を侵害する行為の種類について意見をいただきましたが、これらをどこまで、どのように書き込むかについては、委員会でも最も議論のあったところであるため、この時点では委員会からの案のままとし、今後のパブリックコメント等で寄せられる意見も踏まえ、改めて整理させていただきます。

第4条「市民の権利」では、市民一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有するとしています。

第5条から7条は、市、市民、団体の責務をそれぞれ規定しています。

第8条「連携」では、市が人権に関する施策を推進するに当たり、様々な機関と適切に連携しながら推進していくことを規定しています。

第9条「相談及び救済」では、市民一人ひとりが、個人情報保護等に十分に配慮しつつ、本人の意向に沿いながらいつでも相談できるような措置を、また、関係機関等と連携しながら必要な措置を講ずるとしてしています。救済については、人権を侵害する行為が発生した後だけでなく、未然に防ぐための措置も含め、広く捉えています

第10条「啓発等」では、人権に対する意識を高めるための啓発、情報提供等行うほか、第2項において、様々な団体等が行っている人権に関する取組の中で、お手本となるような好事例を広く周知することで、市全体の意識の向上にもつなげていく規定としてしています。

第11条「子どもに対する教育等」では、子どもの頃から人権を尊重する意識を育むことが重要であると考え、子どもに対する教育や啓発を推進することを規定しています。

第12条「市の支援」では、人的、また、財政的支援をすることにより、市内における人権に関する活動を推進していくことを規定しています。

第13条「人権尊重推進会議の設置」では、狛江市人権尊重推進会議を設置し、市が行う人権に関する施策の評価、意識調査、重点啓発項目の設定、啓発手法の検討等を通じて推進していくこととしてしています。なお、会議の構成メンバーは、識見を有する者、団体及び公募市民としています。また、人権尊重推進会議の所掌として、第2項第1号に「条例の進捗」と規定していましたが、条例を進捗するのではなく、条例に基づく人権に関する施策の進捗を評価するものではないかとの意見をいただいたことから、同号に規定している「人権施策の評価」に含まれるものと考え、この文言は削除しています。

付則について、本条例は令和2年第1回定例会への上程を予定していますが、公布後の推進会議の準備等、一定期間を設ける必要があることから、施行日を7月1日としています。

また、全体の中で指摘いただいた文言について、整理しています。

今後について、条例案に対するパブリックコメントを12月1日から令和2年1月6日まで実施します。また、12月15日にシンポジウムを兼ねた第1回説明会を、12月17日の夜間に第2回説明会を実施する予定です。

市長 各部から様々な意見をもらった第3条については、パブリックコメントを経て、検討委員会の中でも議論いただきたいと思います。

第13条については、意見を受けて一部修正しました。

これから規則を制定することになりますが、その内容についても人権尊重推進会議で議論いただきたいと思います。

条例の施行日を7月1日としているのは、条文中に市民の責務があること

から、その周知期間を設けるためです。

本件について、質問等ありますか。

部 長 第3条の内容については、パブリックコメント等で、これを入れるべきという意見が出てくるのが想定されるため、整理をお願いします。

また、本条例は、市長の掲げるやさしいまちづくりの根底をなすものと考えます。そのため、推進及び評価に当たっては、目に見えるものとして指針等を設定する必要があると考えます。

市 長 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例でも指針を策定しています。その点について、委員会でも議論してもらいたいと考えています。

副市長 令和2年7月1日施行とのことですが、7月1日から啓発等始めるためには、啓発手法の検討等を所掌する人権尊重推進会議を先に立ち上げる必要があると考えます。

部 長 人権尊重推進会議のメンバーの公募や選考期間として3箇月の準備期間を設けており、会議設置後、どのように啓発していくか等検討いただきたいと考えています。啓発として、子ども向けのチラシ等も作成する予定ですが、これにも推進会議の意見をいただきたいと思います。

市 長 規則や指針の内容は誰が決定するのですか。

部 長 規則の一定の整理は市で行いますが、さらに盛り込むべき内容について推進会議から意見をいただきたいと考えています。

また、指針については、必要か否かも含めて、人権尊重推進会議の中で意見をいただきたいと考えています。

参 与 条例を施行しないと規則でメンバーを募ることができないのではないのでしょうか。

市 長 条例の中で、人権尊重推進会議の人数やメンバー構成まで規定する方法も考えられるため、パブリックコメントでの意見を集約する中で、併せて整理するようにしてください。

教育長 第6条第1項について、「お互いに」の後に「人権を」を追加した方が良いと思います。

市 長 パブリックコメントを踏まえて整理するようにしてください。

今回は、多くの市民の方からいただいたパブリックコメントと市の考えの双方を委員会にかけることで、委員会で活発な意見が交わされることを期待しています。

他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項2「狛江市福祉基本条例の改正（案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部 長 令和元年10月1日から10月31日までパブリックコメントを、10月4日

及び5日に市民説明会を実施しました。

パブリックコメントの提出者数は2人、件数は3件でした。

市民説明会は第1回を10月4日午後7時から開催し、参加者は3人でした。第2回を10月5日午後2時から開催し、参加者はいませんでした。

パブリックコメントの意見要旨及び回答案については、資料2ページのとおりで、パブリックコメント及び市民説明会を通して、素案に反映させるべき意見はありませんでした。

今後は、令和2年第1回定例会に条例案を上程し、令和2年4月1日に公布します。その後周知期間を設け、令和2年7月1日に施行する予定です。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項3「岩戸北二丁目周辺地区地区計画の変更について」の説明をお願いします。

部長 平成30年3月30日の都市計画決定告示後、第2段階の取組として、30年度からまちづくり懇談会を5回、道路拡幅に係る地権者に対する説明会を2回開催する等、地区住民の方々と意見交換を重ね、今回、変更の原案をまとめました。今回の主な変更及び追加した内容は、資料13ページの計画図2のとおり、幅員4m以上の区画道路を位置付け、その中でも区画道路5号、6号、7号及び8号は、都市計画道路にもつながる主要な生活道路と位置付け、5mの区画道路に位置付けています。

建築物の用途の制限について、喜多見駅北側周辺の「地域交流地区（約0.7ヘクタール）」には、建築できない建築物として、工場、倉庫業を営む倉庫を定めていましたが、新たにマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票権販売所、場外馬券売場その他これらに類するものを追加しています。

壁面の位置の制限について、建築物の壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.6m以上とし、区画道路沿道の敷地では、区画道路境界線から1.0m以上とします。

壁面後退区域における工作物の設置の制限について、計画図2に示す区画道路5号～8号に接道する敷地では、道路中心線から2.5m以上の区域内には門、塀、フェンス看板等の工作物を設置してはいけないこととします。

その他、他の地区と同様に建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限、敷地内の緑化、既存樹木の保全に関する努力義務等を定めます。以上が低層住宅地区に追加する地区整備計画の内容となります。

また、一中通り沿道地区地区計画と同様に、8ページの中高層住宅地区Ⅱの建築物等の高さの最高限度の部分に、既存不適格建築物の建て替えの測量に関する文言を追加しています。

今後の予定について、12月12日に都市計画法第16条第2項に基づく公告を行い、同時に都市計画図書の縦覧及び意見書の提出期間を設けます。縦

覧期間は12月13日から26日まで、意見書の提出期間は12月13日から令和2年1月9日までの予定です。また、12月13・14日に狛江市防災センターで説明会を開催します。

令和2年2月中旬に都市計画法第17条縦覧を行い、3月に都市計画審議会に付議し、都市計画決定をした後、第2回定例会に狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正案を上程する予定です。

本日の資料については、12月12日が公告日のため、それまでは時限秘として取り扱います。

- 市長 本件について、質問等ありますか。
- 参与部長 5mに拡幅する区画道路は、用地買収を行う予定ですか。
- 参与部長 用地買収を行い、拡幅します。4mの区画道路は用地買収をしません。
- 参与部長 区画道路には私道がありますか。
- 市長 5mに拡幅する道路はすべて市道です。4mの道路は一部私道があります。他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。
- 部長 次に報告事項1「令和元年台風第19号による市内被災者支援のための義援金募集口座等の開設について」を報告してください。
- 市長 令和元年台風第19号による市内被災者支援のための義援金募集の専用口座の開設及び募金箱を設置しました。
- 市長 専用口座は11月26日開設予定ですが、遅れる可能性もあります。募金箱は11月22日に設置済みです。募集期間は令和2年3月31日までとし、集まった義援金は、義援金配分委員会を設け、市内の被災者へ配分します。
- 部長 報告を了承とします。続いて報告事項2「狛江市情報セキュリティポリシーの改正等について」を報告してください。
- 市長 この度、総務省における地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインが改定されたことに伴い、狛江市情報セキュリティ基本方針及び狛江市情報セキュリティ対策基準からなる狛江市情報セキュリティポリシーを改正しました。
- 部長 改正に当たっては、国のガイドラインの改定に基づく内容を反映するとともに、2回の狛江市行政情報化推進委員会においていただいた意見をもとに、情報セキュリティサイクルに基づく評価を実施した上で、内容を見直しています。
- 市長 主な改正内容は、情報システム全体の強靱性の向上に関することと、情報システムにおけるインシデントに、迅速かつ適切に対応するための緊急対応体制、CSIRTを設置することの2点となります。
- 部長 なお、これに基づき、CSIRTについて要綱を制定しています。CSIRTの業務内容は、狛江市の情報システムにおけるインシデント対応等です。今後、

インシデントに関する事象や兆候がありましたら、総務課まで連絡をお願いします。

詳細説明は、後日開催する説明会で行います。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「平成31年度狛江市学習状況調査及び全国学力・学習状況調査の結果について」を報告してください。

部長 本年4月に実施した平成31年度狛江市学習状況調査及び平成31年度全国学力・学習状況調査の結果を、各教科の領域別にまとめました。

まず、小学校の国語の結果についてです。狛江市学習状況調査では、調査対象である第5学年、第6学年共に、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」、「伝統的な言語文化と国語の特質」の全ての領域で同等、または全国平均を上回っています。一方で、第6学年が調査対象である全国学力・学習状況調査では、「書くこと」について東京都の平均を2.9%、全国の平均を2%下回っています。

算数について、狛江市学習状況調査では、第5学年、第6学年共に「数と計算」、「量と測定」、「図形」、「数量関係」、全ての領域で全国平均を上回っています。全国学力・学習状況調査では、全体平均が東京都平均を1%下回りましたが、全国平均を2.4%上回る等、全ての内容においても全国平均を上回りました。概ね良好な結果である一方で、「数と計算」の「計算の仕方についてまとめる」という問題については、東京都及び全国平均は上回っているものの、正答率は34.2%と課題になっています。

次に、中学校の国語について、全学年を調査対象とする狛江市学習状況調査では、全ての学年で正答率が全国平均を上回っており、概ね良好な結果といえます。第3学年を調査対象とする全国学力・学習状況調査では、全体として、東京都平均を1%上回り、全国平均を2.2%上回りました。一方、「話すこと・聞くこと」では東京都平均をわずかに下回りました。

数学について、狛江市学習状況調査では、全学年の全領域で全国平均を上回っています。全国学力・学習状況調査では、全体平均においては東京都平均を下回りましたが、全国平均を0.2%上回りました。一方で、「関数」にはついては、東京都平均を4.4%、全国平均を3.1%下回りました。

英語について、狛江市学習状況調査では、調査対象の第2学年、第3学年共に全領域で全国平均を上回っています。一方で、全国学力・学習状況調査における「読むこと」については全国平均を上回ったものの、東京都の正答率からは2.4%下回る結果となりました。また、全国学力・学習状況調査における「話すこと」については、学校のコンピューターに音声を入力する方式で行われました。「話すこと」の調査については、全国の全ての中学校が実施したものではないため、正答率は参考値となっており、概算ではありません。

すが、市全体としては全国の参考値に比べ概ね良好な結果となりました。

令和3年度から都立高校の入試において「話すこと」の試験が実施されますので、着実に対応できるように事業を展開していきます。

今後、各学校に対して、調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、指導計画等に適切に反映させる等、カリキュラム・マネジメントを推進し、授業改善を計画的に推進するよう指導・助言していきます。

本件は、総務文教常任委員会で報告します。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 ストリートピアノの実施結果についてです。

小田急線狛江駅改札前イベントスペースで、11月18日から20日までストリートピアノを実施しました。演奏には延べ248人の方に参加いただきました。

部長 人数はどのように確認しましたか。

部長 職員立会いの下、カウントしました。

市長 その他何かありますか。

部長 プレミアム付商品券購入引換券の申請期間の延長についてです。

購入引換券の申請期間は11月29日までとしていましたが、全国的に申請率が伸び悩んでいることもあり、国から申請期間の延長に対する協力依頼があったこと、また、狛江市においても10月31日時点で申請率が約35%と全国平均とほぼ同率となっていることから、より多くの対象者の方に申請いただくために、申請期間を12月20日まで延長することとしました。

広報こまえ12月1日号及び市ホームページに掲載するほか、市内掲示板でお知らせします。

市長 その他何かありますか。

副市長 令和元年台風第19号への対応についてです。

現在、調布市と副市長をトップとする検討会議を設置する方向で動いています。元々は排水樋管に関して協議するつもりでしたが、もっと幅広く検討したいとの調布市の意向もあり、下水道だけでなく、道路や防災についても議論が及ぶ可能性があります。また、同様に川崎市とも副市長をトップとして連携していこうという話が出ています。

台風第19号については、今後も適宜対応していきたいと考えており、事後報告となる場合もありますが、庁議の場で全庁的な情報提供・共有を行っていきます。

部長 環境部から報告します。浸水原因究明に係る経費、根川の泥土処理に係る経費は、予備費から先行して対応していますが、さらに補正予算分として、

六郷及び猪方排水樋管の監視カメラ、水位計の設置に係る経費、可搬式ポンプの購入、樋管を遠隔操作で開閉できるようにするための設計経費を計上する予定です。

部 長 総務部から報告します。京浜河川事務所が伝えていた10月12日の多摩川石原観測所の最高水位について、訂正の連絡がありました。当初は10月12日午後11時50分の6.33mでしたが、正しくは午後10時50分でした。

市 長 資料等の修正をするようにしてください。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、12月3日午前9時から開催します。